

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る面談（5）

2. 日時：令和4年8月30日（火）17時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 2階小会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査グループ 核燃料施設等監視部門

伊藤（博）統括監視指導官、平野主任監視指導官、

奥山主任監視指導官、福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

検査グループ 専門検査部門

館内上席原子力専門検査官

六ヶ所原子力規制事務所

松本事務所長、皆川原子力運転検査官

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 他5名

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）から、8月23日の面談を踏まえ、事故故障等の報告事象に係る原因と対策の再整理した内容について、資料に基づき、説明があった。

（2）原因と対策について、主に以下とおり質疑を行った。

- ・原子力規制庁から、資料に記載されている「あるべき姿」とそれらの対策に関する記載とで一致していない部分があることについて理由を尋ねたところ、原燃から「あるべき姿」と対策の記載が一致していない部分があるため、例えば事前のリスク評価や要領書の作成方法に関する記載を含め「あるべき姿」に対する対策を再整理する旨回答があった。
- ・原子力規制庁から、「安全性に関する評価」について、事象発生当時、他の貯槽への移送系統は健全であったのかを尋ねたところ、原燃から廃液温度が上昇し続けた場合の対策として、他の貯槽への移送を行うことが可能な状態であった旨回答があった。
- ・原子力規制庁から、誤操作した仕切弁のような工事中の設備であって、新規に設置する弁（工事中を含む。）に対する施設管理の考え方を尋ねたと

ころ、原燃から、本事象の発生を踏まえ、今後の対策として新規に設置する弁（工事中を含む。）であっても、既設の設備と同様に識別管理等の施設管理を行う旨回答があった。

- ・原子力規制庁から、資料に記載されている弁の識別表示や施錠管理を行う対象から安全蒸気系を除外した理由を尋ねたところ、原燃から当該系統はセル内の漏えいがあったときにしか使用しないものであり、使用前に手順書に基づき、系統構成を確認することとしているため、対象としなかった旨回答があった。

(3) 原燃から、本日の質疑応答を踏まえ、原因と対策を再整理し、準備が整え次第、7月19日に提出した事故故障等の報告を補正する旨説明があった。

(4) 原子力規制庁から、必要に応じて、現地確認を行うことを伝えた。

6. その他

資料

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に対する対策検討について

参考

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（報告）

<https://www.nsr.go.jp/data/000398676.pdf>

令和4年8月5日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000400884.pdf>

令和4年8月16日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000401481.pdf>

令和4年8月23日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000402142.pdf>